

議案第 24 号

五ヶ瀬ワイナリーの指定管理者の指定について

五ヶ瀬ワイナリーの指定管理者を指定したいので地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設の名称 五ヶ瀬ワイナリー
- 2 指定管理の範囲 五ヶ瀬ワイナリー及び敷地
- 3 指定管理の相手方 五ヶ瀬町大字三ヶ所 1670 番地
五ヶ瀬ワイナリー株式会社
代表取締役社長 原 田 俊 平
- 4 業務の内容 五ヶ瀬ワイナリー施設及び敷地の維持管理
ぶどう果実酒の製造並びに販売
町内特産品、みやげ品、木工品、食料等の販売
施設利用の促進
その他施設の目的達成に必要な事業
- 5 指定期間 平成 31 年 4 月 1 日から
平成 36 年 3 月 31 日

平成 31 年 3 月 1 日提出
五ヶ瀬町長 原 田 俊 平

平成 年 月 日
五ヶ瀬町議会議長 小 笠 まゆみ